

平成25年第2回稲城市教育委員会定例会

1 平成25年2月18日、午前9時30分から稲城市役所6階603会議室において、平成25年第2回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江
伊勢川 岩根
稲垣 弘子
城所 正彦
小島 文弘

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	加藤 明
指導室長	千葉 正法
学校教育課長	松本 葉子
指導主事	細谷俊太郎
指導主事	竹之内 勝
学校給食	
共同調理場所長	伊藤 徹男
生涯学習課長	小島 寛
体育課長	笠松 浩一
文化センター課長	秋和 広子
図書館長	宮崎 光弘

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

学校教育課庶務係長	斎藤 晃二
学校教育課庶務係	風間 浩子
学校教育課庶務係	市村 由紀

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1 「会議録署名委員の指名」
- (2) 日程第2 「会期の決定」
- (3) 日程第3 「教育行政報告」
- (4) 日程第4 第4号議案
「稲城市教育センター条例の制定依頼について」
- (5) 日程第5 第5号議案
「稲城市郷土資料室条例の制定依頼について」
- (6) 日程第6 第6号議案
「稲城市体育施設条例の制定依頼について」
- (7) 日程第7 第7号議案
「平成25年度稲城市教育委員会の教育目標について」

- (8) 日程第8 第8号議案
「平成25年度稲城市公立学校管理職（校長・副校長）の人事について」
- (9) 日程第9 報告事項
「稲城市立学校給食共同調理場運営方法検討会の中間報告について」

委員長 ただ今より、定例会を始めさせていただきます。

それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」について、お諮りいたします。前例に従いまして、委員長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、城所委員にお願いいたします。

次に、日程第2 「会期の決定」について、お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

教育長から教育行政報告の申し出がございます。日程第3 「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

教育長 教育行政報告につきましては、各課長より報告申し上げます。

[教育行政報告]

学校教育課長 1 工事請負契約状況について
2 平成25年1月分不登校による欠席児童・生徒数について
3 平成24年度第1回稲城市学校保健連絡会について

指導室長 1 担当者事業について
2 推進・連携事業について
3 研修事業について
4 学校訪問事業について
5 教育研究奨励事業について
6 その他について
7 教育相談所関係について
8 教育センター関係について

学校給食
共同調理場所長 1 学校給食習慣の取組について
2 第2回稲城市立学校給食共同調理場運営委員会について
3 稲城市栄養連絡会について
4 第1回稲城市学校保健連絡会について

生涯学習課長 1 社会教育委員関係について
2 社会教育活動の振興について

- 3 青少年委員関係について
- 4 青少年指導者養成事業について
- 5 青少年育成地区委員会関係について
- 6 芸術文化活動の振興について
- 7 文化財の保護と普及について
- 8 生涯学習推進事業について
- 9 学校施設コミュニティ開放事業について
- 10 ふれんど平尾運営事業について
- 11 放課後子ども教室支援事業について
- 体育課長 1 スポーツ推進委員協議会関係について
- 2 学校等開放について
- 3 市立公園内運動施設管理運営について
- 4 その他について
- 文化センター課長 1 会議について
- 2 公民館主催事業の実施状況について
- 3 児童館における事業の実施状況について
- 4 iプラザの主な主催事業の実施状況について
- 5 平成25年1月文化センター課利用統計について
- 図書館長 1 市主催事業について
- 2 中央図書館主催事業（SPC 運営）について
- 3 城山体験学習館の主な事業について
- 4 学校・地域との連携について
- 5 平成25年1月図書館利用統計について

委員長 教育行政報告が終わりました。
次に、日程第4 第4号議案「稲城市教育センター条例の制定依頼について」を議題といたします。
教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、稲城市教育センターの開設に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第30条の規定により、稲城市教育センター条例を制定する必要があるため、本案を提出するものです。
詳細につきましては、指導室長より説明いたします。

委員長 指導室長、お願いいたします。

指導室長 それでは、議案書並びに、その次のページにあります、条例をご覧いただければと思います。
第4号議案ということで、稲城市教育センター条例につきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、稲城市教育センターの開設に伴いまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定によりまして、稲城市教育センター条例を制定するというものでございます。

条例の内容につきまして、順次、条文に従いまして、ご説明を申し上げます。

第1条でございますが、こちらは目的の規定でございます、教育センターの目的について規定するというものでございます。

次の第2条でございますが、こちらは設置の規定でございます、教育センターの名称及び位置について規定するというものでございます。

次に、第3条につきましては、管理の規定でございます、教育センターは、稲城市教育委員会が管理するという旨を規定するものでございます。

続いて、第4条でございますが、ここは事業の内容の規定でございます、教育センターにおいて実施する事業について、(1)から(7)ということで、これまでございました教育センター、教育相談所、就学相談を新たに教育センターの大きなくくりの中に位置づけ直した部分でございます。

そして、第5条につきましては、職員の規定でございます、教育センターに管理者その他必要な職員を置くことができるという旨を規定するものでございます。

そして、第6条につきましては、委任の規定ということでございます。

以上でございますが、この条例は平成25年4月1日から施行したいと考えているところでございます。

ご審議よろしくお願い申し上げます。

委員長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。いかがでしょうか。

稲垣委員、どうぞ。

稲垣委員 条例でこういうふうに決まり、今まで教育相談所やセンター、色々とばらばらでしたのが1カ所になり、すごく使いやすくなるのではないかと思いますけれども、それは場所的にはふれんど平尾に1カ所となるのですか。

委員長 指導室長。

指導室長 概ね、ふれんど1カ所になりますが、教育相談所につきましては、これまで市役所横の東長沼にございまして、そちらで継続して相談いたします。地理的なこともございますので、東長沼とふれんど平尾の2カ所で継続的に相談者の方にご不便をかけないということをまず第一に考えて進めていくという予定でございます。

稲垣委員 わかりました。ありがとうございます。

委員長 他にはいかがでしょうか。城所委員。

城所委員 第5条の職員の関係ですけれども、ここには「管理者その他必要な職員」という表現で書かれておりますが、要員配置的にはどういったことを考えていらっしゃるのでしょうか。

委員長 指導室長。

指導室長 実際に実務を担当いたしますのは、それぞれの専門職とでも言えばよろしいでしょうか、例えば、教育相談であれば臨床心理士等が行う。また、研修であれば、指導主事もその中の一人でございますが、元学校の管理職の校長先生や副校長先生の経験者の方に入っていただく。これは都の非常勤職員ということでございますがそういった方に入っていただく。また、就学相談につきましては、現在は指導室におりますけれども、佐々木、鶴田のそれぞれ臨床心理士、元特別支援学校の管理職ですので専門性を発揮できる職員配置です。

今、東京都とも調整中でございますが、市内外から新たにここでご退職になられる方で稲城市の方にお勤めいただければということで、東京都非常勤の職員を加えていきたいと思っております。

さらに、統括指導主事の配置が可能になれば、統括指導主事も新たに教育センターの事業にも加わり、そのことについても取り組ませたいと考えているところでございます。

城所委員 ということは、その他必要な職員というのは概ねどのくらいの人数になるだろうということですか。それは流動的なのでしょうか。

委員長 指導室長。

指導室長 最終的には4月を待たないといけませんけれども、現在より減るということはなくいきたいというふうに思っておりますので、14、5名前後の組織になるのではないかとこのように考えてございます。

委員長 他にはいかがでしょうか。伊勢川委員。

伊勢川委員 教育センターという名前ですが、場所的にはセンターではなくて、かなり端になってしまうのですが利用者の足の便というそういう面で、何か新たに策を練っているとかありますか。そういうことはなくて、今までどおり、iバスを利用してもらおうとか、そういった感じで、今までどおりの形で、利用者の交通というか、そういうものはどんな感じになっているのでしょうか。

委員長 指導室長。

指導室長　　ご指摘の件につきましては、まず一つは、教育センターとしても機動力を発揮して、待つばかりではなくて、実際に移動の手段として自動車を用意することも今進められておりますので、そういったことで、学校であるとかという場を有効に使って、平尾にどうしてもなかなか行けないという場合には、こちらから出向いてご相談に応じるというような体制も作っていきたいと考えております。

今後、iバス等につきましては、この先になるかと思えますけれども要望があった際には、そういった要望も関係機関へ申し入れていきたいと考えているところでございます。

委員長　　他にはいかがでしょうか。

せっかくできるセンターですからお願いします。

よろしいですか。それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第4号議案、稲城市教育センター条例の制定依頼についてを採択いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長　　挙手全員であります。よって、第4号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5 第5号議案「稲城市郷土資料室条例の制定依頼について」を議題といたします。

教育長より提案理由の説明をお願いいたします。

教育長　　本案につきましては、稲城市郷土資料室の開設に伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定により、稲城市郷土資料室条例を制定する必要があるので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、生涯学習課長より説明いたします。

委員長　　それでは、生涯学習課長、お願いいたします。

生涯学習課長　　それでは、続きまして、第5号議案、稲城市郷土資料室条例の制定依頼につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、提案書とあわせて、議案内容説明書をご覧いただきたいと思っております。

本案は、稲城市郷土資料室の開設に伴い、地方自治法第244条の2第1項により、稲城市郷土資料室条例を制定するものでございます。

条例の内容につきましては、順次、条文に従い、ご説明申し上げます。

第1条は、目的と規定でございまして、郷土資料室の開設の目的について規

定するものでございます。

第2条は、設置の規定でございまして、郷土資料室の名称及び位置について規定するものでございます。

第3条は、管理について規定するものでございまして、郷土資料室は、稲城市教育委員会が管理する旨を規定するものでございます。

第4条は、事業の規定でございまして、郷土資料室において行う事業について規定するものでございます。

第5条は、開室時間の規定でございまして、郷土資料室の開室時間について規定するものでございます。

第6条は、閉室日の規定でございまして、郷土資料室の閉室日について規定するものでございます。

第7条は、入室の制限の規定でございまして、郷土資料室への入室を制限する場合について規定するものでございます。

第8条は、入室料の規定でございまして、郷土資料室の入室料を無料とする旨を規定するものでございます。

第9条は、原状回復の義務の規定でございまして、使用者の原状回復義務について規定するものでございます。

第10条は、損害賠償の義務の規定でございまして、使用者の損害賠償義務について規定するものでございます。

第11条は、委任の規定でございまして、この条例の施行に関し必要な事項は、規則等に委任する旨を規定するものでございます。

この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で第5号議案のご説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。稲垣委員。

稲垣委員 質問というより、要望に近いのですが第4条の郷土資料室は次に挙げる事業の用に供するということがありますが、今までは狭かったものですから、非常に展示が厳しい状況で、同じ状態のことが多かったのですが、その展示の上で工夫して、閲覧する、見にいच्छる方達がこの稲城でどんな生活が行われていたのかというようなことがわかるような工夫をしていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 従前の、現在の城山体験学習館に移転する前の面積に比しまして1.4倍の面積をこの4月からは開設する予定でございまして。これに伴い今まで説明ができ

なかった部分のパネル等についても新年度の予算において要望していく予定で
ございます。そういった意味で、広くなった部分についても充実を図ってい
きたいと考えておりますし、また、来ていただいた方に閲覧しやすいような順
路を示すために、補正予算においても、既に12月の補正で予算化いたしまし
て、展示パネル等の壁状の整備を現在行っているところでございます。

委員 長 他にはいかがでしょうか。ご質問、ご要望がありましたら。
城所委員。

城所委員 雑駁な質問で恐縮なのですが、今までいわゆる郷土資料関係の編纂や発行と
いうのがありましたよね。それは、この資料室との係わりというのは別個に考
えてよろしいのでしょうか。あくまでも資料室というのは展示、閲覧、保管、
そういったことが主な仕事という考え方でよろしいのでしょうか。

委員 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 申しわけございません。ちょっと最初の言葉が聞き取れなかったので、お願
いいたします。

城所委員 いわゆるその資料です。今まで作成している資料の発行や編纂、色々とあり
ましたよね。その辺はここがやるということではないのでしょうか。

委員 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 もちろん、郷土資料室として開設するわけですので、そういったものの販売
はそこに置いてする予定でございます。また、そういった資料もそこに、閲覧
室として設けて、市民の閲覧に供するということになります。

また、職員自体は市の本庁舎にありますので、そちらで今までどおりの業務
になるということでございます。

委員 長 他はいかがですか。どうぞ、稲垣委員。

稲垣委員 もう一つよろしいですか。開館時間なのですからけれども、これは夏、冬とも同
じですか。午前9時から午後5時というのは。

委員 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 現在、午前9時から午後5時までということで、年間を通して、開館時間は
このように設定させていただいております。

委員 長 年間を通してということだそうです。
他はいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、他に質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これより第5号議案、稲城市郷土資料館条例の制定依頼についてを採択いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第5号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第6 第6号議案「稲城市体育施設条例の制定依頼について」を議題といたします。
教育長より提案理由の説明をお願いいたします。

教育 長 本案につきましては、ふれんど平尾の改修完了に伴い、稲城市体育施設に係る規程を整備するため、稲城市立公園に設置する体育施設の管理運営に関する条例の全部を改正する必要があるので、本案を提出するものです。
詳細につきましては、体育課長より説明いたします。

委員 長 体育課長、お願いいたします。

体育課長 第6号議案、稲城市体育施設条例の制定依頼につきまして、ご説明申し上げます。
恐れ入りますが、議案書とあわせて議案概要説明書をご覧いただきたいと思っております。
本案は、ふれんど平尾の改修完了に伴い、稲城市体育施設に係る規定を整備するため、稲城市立公園に設置する体育施設の管理運営に関する条例の全部を改正するものでございます。
条例の内容につきましては、順次、法令に従い、ご説明申し上げます。
第1条は、目的の規定でございまして、体育施設の設置の目的について規定するものでございます。
第2条及び別表第1は、体育施設の名称及び位置について規定するものでございます。
第3条は、管理の規定でございまして、体育施設は、稲城市教育委員会が管理する旨を規定するものでございます。
第4条及び別表第2は、体育施設の使用時間並びに休館及び休場日について規定するものでございます。
第5条は、使用の申請の規定でございまして、体育施設の使用の申請について規定するものでございます。
第6条は、使用の承認の規定でございまして、体育施設の使用の承認の基準

等について規定するものでございます。

第7条は、承認の条件の規定でございまして、体育施設の使用の承認に条件を付することができる旨を規定するものでございます。

第8条は、承認の取消し等の規定でございまして、体育施設の承認の取消しを行う基準等について規定するものでございます。

第9条及び別表第3は、体育施設使用料について規定するものでございます。

第10条及び別表第4は、体育施設の回数使用券について規定するものでございます。

第11条は、利用料の減免の規定でございまして、特別な理由がある場合、体育施設使用料を減免することができる旨を規定するものでございます。

第12条は、使用料の還付の規定でございまして、体育施設の使用料は原則還付しない旨を規定するものでございます。

第13条は、一般開放日の規定でございまして、稲城中央公園総合グラウンドを無料にて一般開放する日を設ける旨を規定するものでございます。

第14条は、使用権の譲渡等の禁止の規定でございまして、体育施設の使用に係る権利の譲渡等を禁止する旨を規定するものでございます。

第15条は、変更の禁止の規定でございまして、体育施設の変更の禁止について規定するものでございます。

第16条は、指定管理者による管理の規定でございまして、体育施設の管理を指定管理者に行わせることができる旨を規定するものでございます。

第17条は、指定管理者が行う業務の規定でございまして、指定管理者が行う業務について規定するものでございます。

第18条は、指定管理者の公募等の規定でございまして、指定管理者の指定は原則公募により行うものとする旨等を規定するものでございます。

第19条は、欠格事由の規定でございまして、指定管理者としての欠格事由について規定するものでございます。

第20条は、指定管理者の指定の規定でございまして、指定管理者の指定の基準等について規定するものでございます。

第21条は、指定管理者の指定の取消し等の規定でございまして、指定管理者の指定の取消しを行う基準等について規定するものでございます。

第22条は、指定等の公表の規定でございまして、指定管理者の指定等を行った場合の公表について規定するものでございます。

第23条は、管理の基準等の規定でございまして、体育施設の管理の基準等について規定するものでございます。

第24条は、個人情報の取扱いの規定でございまして、指定管理者等は個人情報適切に管理すべき旨等を規定するものでございます。

第25条は、原状回復の義務の規定でございまして、指定管理者及び使用者の原状回復義務について規定するものでございます。

第26条は、損害賠償の義務の規定でございまして、指定管理者及び使用者の損害賠償義務について規定するものでございます。

第27条は、委任の規定でございまして、この条例の施行に関し必要な事項は、規則等に委任する旨を規定するものでございます。

この条例は平成25年4月1日から施行し、付則において所要の経過措置を規定するものでございます。

以上、第6号議案の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

委員長 ありがとうございます。

以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

稲垣委員、どうぞ。

稲垣委員 第9条の使用料に係わることですが、別表のテニスコートの部分で、城山公園のテニスコートはハードコートで、1面2時間700円、夜間照明が入ると1時間500円ということで、照明代が入っていると思うのです。それで、若葉台公園のテニスコートは、砂入り人工芝コートで、1面2時間1,000円で、夜間照明がついたときに1面1時間500円ということは、同じ状況で照明のための電気の費用など追加されていないということに見えるのですけれども、その辺はどういうふうにご検討なさったのでしょうか。

委員長 体育課長。

体育課長 基本的に使用料ということで、城山公園はハードコートで若葉台公園については人工芝ということ。維持管理経費等を計算して、サービスとしてございませけれども、夜間照明等につきましては、同一の電気量、かかった電気量として、その使用量として考えていますので、1面1時間500円ということで、2時間で考えると1000円かかるということで、合計しています。

稲垣委員 そうですね。若葉台のほうは。

体育課長 同様の考え方でございます。若葉台のほうも、同じく基本的にかかる電気量ということで計算しております。

委員長 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。伊勢川委員、どうぞ。

伊勢川委員 第16条の指定管理者による管理ということなのですが、今、総合体育館の方はグリーンウェルネス財団で打ち合わせして行っていますよね。それで、ふれんど平尾は今度からということですが、今まで行っていたグリーンウェルネス財団も入るということもあり得るのですか。それとも、一本化して、全て

の施設は一つの管理業者がやるというふうに考えているのですか。

委員長 体育課長。

体育課長 基本的に市立公園内の体育施設はグリーンウェルネス財団にやっていただいています。

ふれんど平尾につきましては、市の直営ということで管理を考えております。一応、条例上は、ふれんど平尾の体育施設につきましても、指定管理者に委ねることはできると思いますが、現在、直営ということで市の方で管理すると考えております。

伊勢川委員 では、それは体育課の方で受け付けるというか、事務処理を行うのですか。

委員長 体育課長。

体育課長 現状では体育課で行います、受付の方につきましては生活文化施設の方をお願いする予定です。

伊勢川委員 それと、もう一つ、ふれんど平尾は、プールがありますが、あのプールの利用価値といいますか利用方法は、やはり防災・防火になってしまうのでしょうか。

委員長 ふれんど平尾のプールですね。体育課長。

体育課長 基本的にふれんど平尾のプールについては、今、防災の防火水槽という位置づけで、そのまま継続して行っています。

委員長 伊勢川委員。

伊勢川委員 では、プールはプールとして泳がせるということは、もう一切、今のところ、しないという形で、防火用の水槽という用途のみでよろしいのですか。

委員長 体育課長。

体育課長 現在のところ、そのように考えております。

委員長 防火用水のみという使用目的ということですね。他にはいかがでしょうか。どうぞ、城所委員。

城所委員 今回のこの条例の改正というのは、ふれんど平尾の改修完了に伴い、規定を

整理するためという目的ですが、別表を見ると、ふれんど平尾の名称が入って、変わっているというのはわかるのですが、条文で全部を改正するものはあるのでしょうか。条文の中身で。

委員長 体育課長。

体育課長 原則は全部改正とありますけれども、そのまま移行しているものもございまして、新たにつけ加えたというか、改めたのが第5条、使用の申請については改めて規定いたしてございます。それと、第7条の使用の承認の条件ということで、これも新たにつけ加えたもので、基本的にはその他はそのまま……。

城所委員 ということですか。よくわかりました。

委員長 他にはいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、他に質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第6号議案、稲城市体育施設条例の制定依頼についてを採択いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第6号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第7 第7号議案は、「平成25年度稲城市教育委員会の教育目標について」を議題といたします。

教育長より提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、平成25年度稲城市教育委員会の教育目標を決定する必要があるもので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、指導室長より説明いたします。

委員長 指導室長、お願いいたします。

指導室長 それでは、ご説明差し上げます。

まずは1枚めくっていただきまして、今日の資料といたしまして、1枚目は平成25年度稲城市の教育（案）ということで、もう1枚めくっていただきまして、本年度、平成24年度の稲城市の教育ということで、その中に、それぞれ前文、教育目標他、また、それを受けた基本方針ということで整理させていただいております。

ご記憶にも新しいところかと思いますが、今年度、平成24年度のものにつきましては、学習指導要領の改訂に合わせて、昨年度のこの時期に文言を整理さ

せていただいたところでございます。来年度につきましても、教育目標についての変更は案の中ではございません。

そして、アンダーラインを引かせていただいておりますが、平成25年度の前文、上から6行目、それから、基本方針4の下から2行目のところ、この2カ所に波線のアンダーラインを引かせていただいておりますけれども、この部分につきましては、稲城市の教育目標や、この前文・基本方針について、義務教育ばかりでなく、稲城市教育委員会全体にかかわることでございますので、今年度、各課長にもご相談して、市民の方によりわかりやすくというところで若干の文言を調整した部分でございます。

詳しく申し上げますと、今年度までは、そのアンダーラインの部分だけを取り上げますと、前文の部分は「将来をよりよく生きる」と書いてありますが、「将来・未来を見据えよりよく生きる」というように詳しく丁寧に書いてございます。

それから、基本方針4のところにつきましても、今年度は「社会へ参加することのできる機会」と書いてありますが、その部分を「学んだことや経験を社会へ活かすことのできる機会」ということで、よりわかりやすい表現をここに書いたという部分で調整させていただいております。

その他の部分には、昨年度、文言を整理いたしましたので、引き続きということで、案ということでございます。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

委員長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

稲垣委員、どうぞ。

稲垣委員 質疑というより感想的なものになりますけれども、昨年、この教育目標についてかなり考えて新しくしたということで、稲城市の教育に対する基本的な姿勢というものはそんなにころころ変わるものでないので、基本的にこれでよろしいのではないかと思います。

アンダーラインの引いた部分がちょっと変わっておりますが、さらにわかりやすく、将来だけでなしに未来をとというような、先を見据えて希望につながる言葉が入ったということもいいことだと思いますし、それから、社会に参加するところ、学んだことや経験を社会へ活かすという、より具体的な表現方法がとられていることはわかりやすくなるのではないかと思いますので、よろしいかと思います。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。城所委員。

城所委員 目標というのは、やはり達成度合の評価・反省も含めて、次のステップに行くのではないかと思うのですが、平成24年度のその教育目標についての達成度合というか、評価・反省の部分で、基本方針1から4までありますけれども、この辺に力を入れたほうがいいのではないか、あるいはこの辺は大体できたのではないかという部分での大まかな評価・反省をちょっとお聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

指導室長 各学校の取り組みということで話をさせていただきますが、まず、ベースとなります、基本方針1、「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」というところでは、市内で稲城第三小学校が人権尊重教育推進校ということで、東京都からの指定を受けて研究をしております、そこをある意味、先進校としながら、その研究成果を全校に広げていこうということで、今年度、具体的に新たな取り組みとして進めているところでございます。また、「社会貢献の精神」というところでは、これまでも稲城市の教育の特徴の一つと捉えておりますが、子ども達が地域のボランティア活動などにも積極的に加えていただいて、そういった場を持ちたり、職場体験など、様々な形で地域へ出かけて行って、学校で学んだことを具体的な場面で生かすというようなことを、地域の大人の方などのお力添えをいただいて、進めているところであります。また、その中にある、自然体験、また、交流、こういった点などについても、例えば、地域の体験であるとか、また、野沢温泉村での体験を初め、他の地域に比べて、質・量ともに稲城市の子ども達は充実を図れているのではないかというふうに考えております。

また、基本方針2、「豊かな個性」と「創造力」というところでございますが、この部分は取り分け、今回の学習指導要領の中で、いわゆる知識も重要ではありますけれども、一方、これからの日本を支える子ども達に、思考力・判断力・表現力、この三つの力を生きる力とあわせてつけていこうということでございますけれども、この部分では、現在、この前も各委員の皆様には学校の研究の実態や事業改善の要請についてご覧いただいたところでございますけれども、これについても、具体的な理論については周知が行き届きつつあり、これからさらに事業を改善していくというようなことが必要であろうというふうに考えています。そのためにも、学校の先生ばかりでなく、地域の中でそういったことを実際の社会の課題に即して学ぶということが極めて重要ではないかと考えております。また、合わせて、体力なども、東京駅伝に向けて、今、中学生が練習を毎週重ねておりますがこれについても、合同の行事を各全校で、持久走などの体育の授業だとか、そういったものの体力づくりを加えて行ったり、また、東京都の体力向上の推進で補助金をいただいて、器具などを新たに加えて、子ども達の体力の向上を進めているところでございます。

それから、3番でございますが、「学校経営の改革」というところでは、特にこれまで各校長先生方のリーダーシップに基づいて、学校の経営の改善を行ってございましたけれども、昨年度、今年と各学校の学校評価というようにとこ

ろを充実させる方向で校長先生方に指導しているところでございます。また、合わせて教員の服務事故などもありましたので、こういった点なども踏まえて、各学校の経営がきちんと円滑に行われるというところで、校長先生を中心に努めているところでございます。学校の中では、今、主幹や主任、それから、先々の話でありますけれども、来年度から高校には指導教諭が入り、義務教育の中にそういう教科についてのプロパーの教員を配置するというようなことも出てまいりましたので、そういったところで、各学校のマネジメントサイクルが十分に機能するように、今、各学校で指導を重ねているところでございます。

また、最後の基本方針4につきまして、これも学校教育につきましては、生涯学習や様々な団体と連携を深めさせていただいたり、ヴェルディさんであるとか、駒沢女子大学さんであるとか、そういったところとも連携を図っているところでございますので、そういったところのお力を借りながら、逆に学んだことを地域に還元できる子ども達を育成して、引き続き行っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

城所委員 大変よくわかりました。ぜひとも各学校へのご指導を引き続きよろしく願いしたいと思います。

委員長 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

色々に見えるような説明をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、他に質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第7号議案、平成25年度稲城市教育委員会の教育目標についてを採択いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第7号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第8 第8号議案「平成25年度市公立学校管理職（校長・副校長）の人事について」を議題といたします。

本議案につきましては、人事案件ですので秘密会とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。よって、第8号議案は秘密会といたします。

本秘密会におきましては、関係者以外の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩) ※ 関係者以外の職員と傍聴者は退席する。

(これより第8号議案は秘密会)

秘密会議録は別紙。

(これにて第8号議案の秘密会は終了)

(暫時休憩) ※ 退席した職員と傍聴者が入室する。

委員長 これより第8号議案、平成25年度稲城市公立学校管理職（校長・副校長）の人事についてを採択いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第8号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第9 本日の「報告事項」は1件です。「稲城市立学校給食共同調理場運営方法検討会の中間報告について」を学校給食共同調理場より説明をお願いします。学校給食共同調理場所長。

学校給食
調理場所長

それでは、ご報告いたします。

この報告につきましては、先日、2月1日に稲城市学校給食共同調理場運営委員会でご報告させていただきまして、その内容についてご承認いただきましたので、改めて教育委員会のほうにご報告するものでございます。

まず、1番目、検討会の設置でございますが、目的といたしまして、ここに記載のとおりでございますけれども、特に施設の老朽化及び今後見込まれる児童・生徒の増加に伴う調理師の増加に対応して、安心して安全な学校給食を提供するために検討会を設置して、調理業務のあり方、今後の施設の管理・改修のあり方について検討していくことを目的とさせていただきました。

これは、第一調理場は昭和46年、第二調理場は平成11年に稼働しており、完全給食を提供してまいりましたけれども、第一調理場につきましてはもう既に42年経過いたしまして、施設設備の老朽化が非常に進んでいるということがあります。また、第二調理場につきましても、新しい施設と認識していたのですが、もう既に14年経ち、それぞれ設備等の改修も必要になってきたということがありますので、今回、それについて検討していただくということで設置しております。

設置日につきましては、平成24年7月5日としております。

委員の構成ですけれども、稲城市立学校給食共同調理場運営委員会より7名

の方を任命させていただきました。その内訳ですが、校長先生お一人、これは第一小学校の深井校長先生です。また、副校長お二人ですが、小学校から第三小学校の武田副校長、中学校から第三中学校の跡邊副校長先生をお願いしております。また、PTA連合会の代表の方お二人につきましては、小学校からの代表の方1名と中学校の代表の方1名、それぞれ1名ずつで2名です。また、保健所の職員の方1名は、南多摩保健所服部係長をお願いしております。学識経験者お一人は、駒沢女子大学の准教授の篠原先生をお願いしております。

2番目の経過ですが、平成24年7月5日の平成24年度第1回稲城市立学校給食共同調理場運営委員会に検討会の設置についてお諮りしたところ、ご承認いただきまして、同時に検討の委員7名を任命させていただきました。また、検討会をこの平成24年度に2回、平成25年度は3回の予定で会議を開くということを決めさせていただいております。

検討会の会議ですが、第1回を平成24年9月28日に、第一調理場の施設の確認、現状と課題、又調理場の運営及び改修方法について検討していただきました。第2回といたしまして、平成25年1月16日に開催いたしまして、調理場の改修方法に伴う他市の状況や今後の給食調理場の運営方法について、また、次年度の検討事項についてなどを検討していただきました。

その検討結果、3番の検討状況ですけれども、本来ならば、この内容につきましては、調理業務のあり方、その辺を最初にご検討いただく予定でしたけれども、第1回の際に、第一調理場の施設の確認など、見学をしていただいたところ、まずはこの第一調理場の老朽化に対する対応とかを検討した方がいいのではないかと委員の皆様から非常に意見があり、今回、このような記述の方法にさせていただきました。

まず、①といたしまして、第一調理場の改修については施設の老朽化、今後の食数の増等を考慮し、課題は多いが移転候補地を探して建替えすべきであるというご意見をいただきました。この「課題は多いが」ということでございますけれども、特に今まで第一調理場については色々と改修方法等を考えてきたわけですが、なかなかそれができなかったのは、調理場そのものが工場という、都市計画法や建築上の中でそういう規定がありますので、建てられる用途の場所が無いということでございます。また、現状の土地につきましても、用途的に、第二種中高層の土地であるということ建替えが非常に難しいということで、今月まで来たということになっております。

②といたしまして、第二調理場の改修につきましては、第一調理場の食数の増に伴い、担当校の増が必要となることが予測されることから、対応できるよう改修するというところでございます。これは、今後、第一調理場を建替えるとか建替えないとかということの前に、既にもう平成26年度、平成27年度にはかなりの数を第一調理場が担ってしまうこととなりますので、その辺につきまして、第二調理場の方の持ち分である、若葉台小学校の児童の数がだんだん減ってまいりますので、その辺を考慮して、第一調理場の持ち分を第二調理場の方に回すということです。この部分を対応していくというようなことが当然必要

になってきますので、そういうことをしっかりやっていくべきであります。そのために第二調理場の改修もそれを見据えてやるべきだというようなことでご意見をいただきました。

③ですが、第一調理場の運営方法については、建替えを見据え、今までどおり完全給食を維持し行政の責任を果たしつつ、民間の力の導入を含めたあり方を検討するというご意見をいただきました。

④につきましては、第二調理場の運営方法については、当面の間、現状の運営方法を維持するというご意見をいただきました。これは、現在、調理員等、市の職員がおりますので、その職員がいる間の対応できる間は完全給食で市の職員が対応することが望ましいだろうというご意見でまとまりましたので、こういう記述の仕方をさせていただきました。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

報告事項の説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。いかがでしょうか。ご質問、ご意見をお願いいたします。

城所委員。

城所委員 状況は非常によくわかりましたのですが、第一調理場の建替えをすべきであるという部分につきましては非常に同感で、歓迎すべき意見だと思うのですが、要はそこにたどり着くまでの期間というのがやはりこれからも大事になってくるのではないかと思われるのです。③にも書いてありますとおり、建替えを見据えつつ、やはり完全給食も実施していかなくてはいけないというところで、民間の力の導入というのもやはり選択肢の一つとしてはあろうかと思うのですが、その辺は具体的には何かお話はあったのでしょうか。

学校給食
調理場所長

当初、この検討会を設置するに当たりまして、まずは食数が増えてくる、又第一調理場の課題もありますが、現在正規の職員は6名の調理員でやっています、それが平成30年、平成31年ぐらいになりますと半分になってしまうということがあります。今のままで市が責任を持ってやっていくというのは厳しいのではないかとということがあり、こういう検討会を設置させていただいたのがまず、最初の課題です。その中で、やはり今後どうしていくかということ考えた中で、他市の状況等を説明した中で公設民営だとか、委託方式でやるとかというような方法を、多摩地区の共同調理場を運営している市でも、今、非常にそれが課題になっています。どこの市もそういうことを検討しているという状況ですので、今ある他の市もこのような状況で課題として検討しているし、実際に建替えて委託方式を取り入れたとか、公設民営でやるというふうな判断をしているところもあります。今回は中間報告ですので、報告をした中で稲城市も民間の活力や現状では民間にお願いするようなどころも出てこなくては

けないだろうというご意見で考えとしてはまとまっています。その方法については、今後、平成25年度以降について、しっかり考えをまとめていこうということになっております。

城所委員 難しいと思うのは、建替えというものを見据えるに当たっても、やはりランニングコストを含めて、大きな修繕費というのは今後もかかってくるわけですよ。ですから、その辺の何か切り分けというか、どこまで、今後、修繕をかけて、存続させていくのか。そこに修繕をかけないで民間の部分の間使っていくとか、色々な方法があるかと思います。やはり、建替えという部分では明るいご意見だと思うのですが、その期間もやはり大事にしていく必要があるかと。建替えまでの期間ですね。そこが難しいなと私は思います。

委員長 学校給食共同調理場長、お願いいたします。

学校給食
調理場所長

今回のこの検討会のご意見の中で、建替えというのは「もう待ったなしだ」ということで、できればですけれども、もう直ぐにでもというご意見でまとまっております。ただ、課題が多いのは、先程申しましたとおり、工場ですので、用途が準工業、工業というところを探さなくてはいけない、また、第四次長期総合計画の中に建替えという言葉は一切記載されておりませんので、それらの財源の担保もできていないということになります。その辺が非常に課題になりますが、食数の増、今の老朽化を考えますともうこれは待ったなしだろうというふうに思っています。

ただ、その待ったなしの間に、どの程度の補修ですとか、そういうものをやるかということについては、やはり二重の予算がかかり非常に避けなくてはいけないことですから、これから増になる部分については、まだまだこれから施設を活用していかなくてはいけない。第二調理場の方に少しシフトして、こちらで数を対応できるようにし、第一調理場については今後、まだこれは検討会の中の中間報告ですから、建替えということを見据えた中で、どの程度、第一調理場に財源、お金をかけられるかということはいま検討していかなければいけない。それは検討会ではなくて、私ども調理場の方がしっかりやっていたらいいかと思っております。

城所委員 わかりました。ありがとうございます。

委員長 まず、検討会を立ち上げていただいただけでもすごい前進だと思いますが、そういう中で、色々のご苦勞はあるだろうとは思いますが、何しろ、子ども達の食育の面からしても、私達は言ってみれば即というのが一番の気持ちですので、ぜひ、ご苦勞も多いことだとは思いますが取り組んでいただきたいと思っております。

稲垣委員、どうぞ。

稲垣委員 第一調理場が42年経過しているということで、今までも毎年毎年、機械の不具合が起きたり、建物の老朽化によって手入れをしなければいけないとかということで、かなりの予算を計上しなければならないということは非常に心苦しい感じで参りましたのですが、そういうものが積もり積もっていく中で、これはもう何とか新しい方法に切り替えていかなければいけないのではないかと、私どもも何回も皆さんともお話ししてきました。ここに来まして、運営方法の検討会というのができ、そして、少しでも前を向いてくれたことをとてもうれしく思っております。できるだけ早くにこの方向性を出していただいて、どういう方向でいくのかということを決めれば、また先に進むことも早くなっていくと思いますので、是非ともその辺を鋭意検討していただきまして、早目に方向性を出していただいて、良い給食の供給ができるようお願いしたいなと思います。どうぞよろしく申し上げます。

委員長 どうぞ、学校給食共同調理場長。

学校給食

調理場所長

稲垣委員がおっしゃるとおり、この検討会そのものも、できたら、正直、意見をおっしゃっていただいている検討委員の皆さんからも早急にという言葉がありますので、平成25年度に入りましたら、早速、早目早目の検討会の会議を設定いたしまして、なるべく早く検討会としての報告ができるよう、また、教育委員会として真摯に受けとめて、今後の施設の改修ですとかということについては前向きにいかなくてははいけないかと思っております。

稲垣委員 よろしくお願いたします。

委員長 伊勢川委員、どうぞ。

伊勢川委員

色々と何か難しい課題があり、建替えたいのはやまやまだけれども、候補地がないとか、色々な規制があるということではあるのですが、子ども達にとっては本当に、学校へ行く唯一の楽しみが給食という子もいるぐらい、給食というのは本当に大事な、先程、委員長が言われたように、食育も含めて、色々な意味で重要なウエートを占めているところなので、やはり早く方向を見出して、そのやり方というのは、先程も城所委員が言われていたのですが、業者を入れるとか、やり方は色々あると思います。支障を来さないような、安全なものという形で進められる方法をやはり早く見つけて、早く実行していかないと、今の第一調理場ではちょっと心もとないといえますか、非常に先が見えないようなところがあります。その辺のところ、所長が言われたように、早目早目というのやはり一番かと思えます。

妙案がないので、ちょっと難しいのですが、あれをやればこっちもやって、これをやるとこっちが足りないとか、色々と出てきてしまうので、色々な人の色々な意見で決まり次第、即進んでいくという形しかないかという気がします。以上です。

委員長 他にはよろしいですか。

何しろ財源が無いということで、なかなか大変なことだとは思いますが、ぜひ、皆さんで応援していただいて、前進できるようにしたいと思います。

それでは、質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

以上で本日の議事日程を全て終了いたしました。これにて閉会いたします。ありがとうございました。

(午前11時6分閉会)